

広島市告示（西区）第30号

令和 7年 5月 22日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項又は第11条第2項の規定により別表の自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 松 井 一 實

連番	整理番号	車両区分	撤去場所		撤去日	車体番号	防犯登録番号等	車種	車体色
1	250520331001	自転車	西_有料駐輪場	横川北口A駐輪場	3,200円 (2,910円・税290円)	2025/05/20	FC9L17465	普通	黒